

令和7年度 第2回 大牟田市地域公共交通活性化協議会

(1) 議案第1号 運賃協議会の設置と要綱改正について

<目次>

1. 大牟田市運賃協議会の設置について	1
2. 大牟田市運賃協議会設置要綱	3
3. 大牟田市地域公共交通活性化協議会設置要綱(改正案)	5
4. 新旧対照表	9

令和7年8月13日
大牟田市 国県道路・地域交通対策課

大牟田市運賃協議会の設置について

1. 背景

令和5年10月1日の道路運送法の改正に伴い、従来は地域公共交通会議において協議していた一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃について、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義※が生じないよう、新たに同法第9条第4項に定める「協議会」において協議を行うこととなった。

また、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置として、同法第9条第5項に基づき、公聴会等（ホームページでの意見募集など）の開催を行うこととなった。

※従来の地域公共交通会議は複数の関係者や関係団体が含まれるため、当該会議での運賃協議が独占禁止法に抵触する恐れが生じるとして、別の協議会により構成員を限定して協議を行うもの。

道路運送法（抄）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条 1～3 略

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調つたときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。
当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調つたときも、同様とする。

- 一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県
- 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 当該路線等を管轄する地方運輸局長
- 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

6～7 略

2. 運賃協議の概要

(1) 協議体の設置

法の趣旨に則って、構成員を限定し、地域公共交通会議とは別の協議体（大牟田市運賃協議会）を設置し、運賃について協議する。

(2) 協議対象

一般乗合旅客自動車運送事業者にかかる運賃等を協議対象とし、社会実験の実施（法第21条に基づく運行）に必要な運賃等についても協議対象とする。

※「玉川のりあいタクシー」が対象。「倉永生活循環バス」及び「玉川ライドシェア」は自家用有償旅客運送のため対象とはならず、従来とおり大牟田市公共交通活性化協議会で協議。

(3) 協議方法

運行事業者1事業者ごとに協議を行うこととし、書面による協議も可能とする。

(4) 意見反映の実施

運賃協議にあたっては、あらかじめ住民や利用者、利害関係者の意見を反映させるため、大牟田市ホームページ上で意見募集を行う。

3. 協議会の構成

道路運送法第9条第4項に基づき、協議会の委員は、次のとおりとする。
ただし、協議事項の内容に応じて（3）及び（4）の委員は、都度変更するものとする。

- (1) 大牟田市長又はその指名する者
- (2) 福岡運輸支局長又はその指名する者
- (3) 当該路線等の運賃及び料金を定めようとする一般旅客自動車運送事業者
- (4) 市民又は利用者を代表する者

4. 運賃協議の流れ

運賃改定等の事案が生じた場合は、基本的に以下の流れで運賃協議会を実施する。

- (1) 事業者からの協議依頼
↓
 - ・ 現行の運賃の見直しや新たに運行をはじめる場合には協議が必要
- (2) 地域住民への事前説明及び意見募集
↓
 - ・ 対象となる地域住民への運行計画等の説明
 - ・ 大牟田市ホームページ上での意見募集（原則2週間）
- (3) 大牟田市地域公共交通活性化協議会の開催
↓
 - ・ 運賃以外の運行にかかる事項を協議 ※運賃は参考として報告
- (4) 大牟田市運賃協議会の開催
↓
 - ・ 基本的に（3）の大牟田市公共交通活性化協議会後に開催
 - ・ 協議事案の内容によっては、書面開催の場合あり
- (5) 認可手続き（国土交通大臣への届け出）
↓
 - ・ 協議会からの“協議が整ったことの証明”を添えて申請手続き
- (6) 新運賃による運行開始

5. その他

大牟田市運賃協議会の設置に伴い、従来の大牟田市活性化協議会設置要綱を見直し、新たに大牟田市運賃協議会設置要綱を設ける。

- (1) 大牟田市運賃協議会設置要綱（案）【P3～P4】
- (2) 大牟田市地域公共交通活性化協議会設置要綱（改正案）【P5～P8】
- (3) 大牟田市地域公共交通活性化協議会の設置要綱 新旧対照表【P9～P10】

(案)

大牟田市運賃協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号。）第9条第4項の規定に基づき、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下「路線等」という。）に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）について協議を行うため、大牟田市運賃協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域における需要に応じた住民の生活のために旅客輸送を確保する必要がある路線又は営業区域にかかる運賃等に関する事項
- (2) その他協議会が必要と認めること

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者とし、別表のとおり定める。なお、協議事項の内容に応じて同条3号及び4号の委員は、都度変更するものとする。

- (1) 大牟田市長又はその指名する者
- (2) 福岡運輸支局長又はその指名する者
- (3) 当該路線等の運賃及び料金を定めようとする一般旅客自動車運送事業者
- (4) 市民又は利用者を代表する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会の会長は、第3条第1号に掲げる者をもって充てる。

(協議会の運営)

第6条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(案)

- 5 やむを得ない理由により会議に出席できない委員は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。
- 6 会長が必要と認めるときは、協議会を書面で開催し決議を行うことができる。
- 7 協議会は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 9 前8項に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第7条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第8条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、大牟田市都市整備部国県道路・地域交通対策課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

別表（第3条関係）

区 分	所 属	氏 名
大牟田市長又はその指名する者	大牟田市 副市長	副枝 修
福岡運輸支局長又はその指名する者	国土交通省 九州運輸局 福岡運輸支局長	永松 靖二
当該路線等の運賃及び料金を定めようとする一般旅客自動車運送事業者	※協議事項の内容に応じて、都度変更する (当該運賃を定めようとする交通事業者等)	
市民又は利用者を代表する者	※協議事項の内容に応じて、都度変更する (当該地域の代表者等)	

付 則

この要綱は、令和7年8月〇〇日から施行する。

(案)

大牟田市地域公共交通活性化協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。)第6条第1項の規定に基づき、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進し、**地域公共交通計画**の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うため、また、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「**法**」という。)に基づき、地域の実情に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保等について協議を行うため、大牟田市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 活性化再生法第5条に規定される地域公共交通計画の策定及び変更に関すること
- (2) 地域公共交通計画の実施に関すること
- (3) 地域公共交通計画に定められた事業に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公共交通の活性化に必要なこと
- (5) 地域の実情に応じた適切な旅客輸送の**態様等**に関すること
- (6) **交通空白地有償運送**の必要性及び旅客から収受する対価に関すること
- (7) **前5、6号**に掲げるもののほか、その他これらに関し必要なこと
- (8) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認めること

(組織)

第3条 協議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 大牟田市長又はその指名する者
- (2) 鉄道事業者の代表者又はその指名する者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (6) 一般定期航路事業者の代表者又はその指名する者
- (7) 関係行政機関の代表者又はその指名する者
- (8) 福岡運輸支局長又はその指名する者
- (9) 市民又は利用者の代表
- (10) 学識経験者
- (11) 商工関係の代表者又はその指名する者
- (12) 前各号に掲げる者のほか、協議会が必要と認める者

(案)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、大牟田市長又はその指名する者とする。

3 副会長は、委員の中から会長が指名する者とする。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第6条 特定の地域に関する事、又は特別な事項を協議・調整させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、前項に関する事項の協議・調整が必要な場合に会長の要請に応じて協議会に出席する。

3 臨時委員は、第1項に関する事項の協議・調整が終了したときは、解任されるものとする。

(オブザーバー)

第7条 協議会のオブザーバーは、会長の要請に応じて協議会に出席し、意見を述べることができるものとする。

(協議会の運営)

第8条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 協議会は、委員及び臨時委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 やむを得ない理由により会議に出席できない委員は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

6 会長が必要と認めるときは、協議会を書面で開催し決議を行うことができる。

7 協議会は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

8 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

9 前8項に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(案)

(合同協議会)

第9条 周辺地域との調整を要する事項を協議するため、他協議会との合同協議会を置くことができる。

2 合同協議会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第2条各号に掲げる事項について、特定の地域に関する検討又は専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第11条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第12条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、大牟田市都市整備部国県道路・地域交通対策課に置く。

(監査)

第13条 協議会は、監査委員を置くものとし、その定数は、2人以内とする。

2 協議会の出納監査は、会長が指名する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(経費及び財務)

第14条 協議会の運営に要する経費は、補助金、負担金、その他収入をもって充てるものとする。

2 協議会の開催に係る経費の一部又は全部は、大牟田市において負担する。

3 その他協議会に予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

(案)

付 則

この要綱は、平成29年3月27日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年1月15日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年6月30日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年8月〇〇日から施行する。

大牟田市地域公共交通活性化協議会設置要綱新旧対照表

旧	新
<p>大牟田市地域公共交通活性化協議会設置要綱</p> <p>(設置目的)</p> <p>第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）第6条第1項の規定に基づき、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進し、<u>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱</u>の規定に基づく<u>生活交通確保維持改善計画</u>の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うため、また、<u>道路運送法</u>（昭和26年法律第183号）に基づき、<u>地域の実情に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保等</u>について協議を行うため、大牟田市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>生活交通確保維持改善計画の策定、変更、実施に係る連絡調整に関すること</u></p> <p>(6) <u>地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること</u></p> <p>(7) <u>市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること</u></p> <p>(8) <u>前6、7号に掲げるもののほか、その他これらに関し必要なこと</u></p> <p>(9) <u>協議会の運営方法その他協議会が必要と認めること</u></p>	<p>大牟田市地域公共交通活性化協議会設置要綱</p> <p>(設置目的)</p> <p>第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）第6条第1項の規定に基づき、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進し、<u>地域公共交通計画</u>の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うため、また、<u>道路運送法</u>（昭和26年法律第183号。<u>以下「法」という。</u>）に基づき、<u>地域の実情に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保等</u>について協議を行うため、大牟田市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>地域の実情に応じた適切な旅客運送の態様等</u>に関すること</p> <p>(6) <u>交通空白地有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること</u></p> <p>(7) <u>前5、6号に掲げるもののほか、その他これらに関し必要なこと</u></p> <p>(8) <u>協議会の運営方法その他協議会が必要と認めること</u></p>

第3条～第15条 (略)

第3条～第15条 (略)

付 則

この要綱は、令和7年8月〇〇日から施行する。